

令和8年 5月 7日

各分団長・部長 様

桜井市消防団本部
(事務局：危機管理課)

令和8年度以降の活動実態把握に伴う「出動人員報告用紙」の提出について（通知）

平素より、本市の消防行政および地域防災活動に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当消防団では、各分団・各部における日頃の活動実態を正確に把握し、今後の適切な団運営に活かすため、令和8年度より地元活動における「出動人員報告用紙」の提出をお願いすることとなりました。

つきましては、下記のとおり運用を開始いたしますので、各部での報告用紙作成および取りまとめについて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 報告の目的

消防団本部および事務局において、各地域での具体的な活動内容（地元訓練、点検、地域行事への参画等）を正確に把握し、消防団全体の適切な運営管理を行うための基礎資料とします。

2. 報告の対象となる活動例

毎月実施される以下の活動について、活動実態の報告をお願いします。

- ① 地元訓練（各分団・部での自主訓練等）
- ② 定期点検（車両・資機材の点検、巡回等）
- ③ 地元活動（地域の祭り、警戒活動、その他行事への協力等）

3. 提出の流れおよび方法

円滑な報告のため、以下のフローによる提出をお願いいたします。

【部長】：活動終了後報告用紙を作成し、分団長へ提出。

↓

【分団長】：各部からの報告を取りまとめ、事務局へ提出。

↓

【提出】：事務局への提出は、メールや LINE 等のデジタルデータで受け付けます。
※詳細な送信先や、データ提出が困難な場合の対応については、事務局と個別調整をお願いいたします。

4. 報酬の扱いについて（重要）

本報告書は「活動実態の把握」を主目的とするものです。今回報告の対象となる地元訓練、定期点検、地域活動（祭り等）については、出勤報酬の支給対象外となります。あらかじめご了承ください、団員への周知をお願いいたします。

5. 提出期限および運用開始時期

部→分団長への提出期限：毎月5日までに、前月分の活動実績を分団長に報告してください。

分団長→事務局への提出期限：毎月10日までに、事務局へ提出してください。

開始時期：令和8年4月活動分より（初回提出：令和8年5月15日メ・事務局への報告20日メ）

【本件に関するお問い合わせ先】

桜井市消防団事務局（桜井市危機管理課内）

電話：0744-42-9111(内線1421)

メールアドレス：bousai@city.sakurai.lg.jp

担当：山下・田仲

以上